

他法令による画像デザインの保護

画像デザインについては、著作権法等、意匠法以外の他法令でも保護される可能性がある。次の表は、意匠法とその他の法律の概要を対比的に示したものである。

【図表 1：他法令との画像デザイン保護の比較】

	意匠法	著作権法	特許法	商標法	不正競争防止法 (2条1項3号)	不正競争防止法 (2条1項1号)
目的	産業の発達	文化の発展	産業の発達	産業の発達、 需要者の利益	国民経済の健全な発展	
保護対象	物品のデザイン	表現	アイデア	業務上の信用	デッドコピーの 禁止	周知な商品の信用
保護客体	物品の形態であって視覚を通じて美感を 起こさせるもの	思想・感情の 創作的表現	自然法則を利用した技術的 思想の創作	商品又は役務 に使用する文字、図形、記 号、立体的形状等	模倣品を譲渡等 する行為を禁止	同一又は類似の 商品等表示を使用することにより 他人の商品等と混同を生じさせる行為を禁止
権利発生要件	登録	創作	登録	登録		
権利の性質	絶対的権利	相対的権利	絶対的権利	絶対的権利		
出願／審査	あり	なし	あり	あり	なし	
保護要件	新規性・創作 非容易性等	創作性	新規性・進歩 性等	自他商品等識別力等	販売されている こと	商品が周知である こと
侵害となる（禁止される）範囲	物品が同一又は類似かつ形態が同一又は類似	同一又は類似の著作物（依拠したものに限る）	「特許請求の範囲」に記載された発明	商品又は役務が同一又は類似かつ商標が同一又は類似	デッドコピー	同一又は類似の商品等表示を使用し混同を生じさせる
保護期間	登録から 20 年	死後 50 年（個人）、公表後 50 年（法人）	出願から 20 年	登録から 10 年、更新可能	最初の販売日から 3 年間	－
画像デザインの保護について	物品から離れた画面は保護対象外。装飾のみを目的とする画面、電子計算機の画面、ゲーム実行中の画面は保護対象外。	画面自体が保護対象となり得るが、創作性のある表現部分に限られる。	画像デザインの技術的側面（機能、操作方法）は保護対象となり得るが、画面の外観は保護対象とならない。	自他商品等識別機能を発揮する態様での使用に限られるため、操作のための画像デザインの多くは保護対象外と考えられる。	デッドコピーに限られる。同一性の判断に際しては、同種の商品が通常有する形態を除外した上で全体を比較して判断される。	自他商品等識別機能等を発揮する態様での使用に限られるため、操作のための画像デザインの多くは保護対象外と考えられる。また、周知、混同の要件が必要。

（１）著作権法による保護

著作権法は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする¹ものであり、著作物としての成立要件には次の３つがある²。

- ①思想又は感情を表現したものであること。
- ②創作的な表現であること。
- ③文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること。

ただし、厳格にある著作物をそれぞれのジャンルに区別して当てはまるか否かという判断をする必要はなく、知的・文化的精神活動の所産全般を指すものであると一般に解されている³。

画像デザインの場合、種々の制約から創作性のある表現部分が少ないため、共通点に創作性があるとは判断しづらく、裁判例でも、「原告と被告の表示画面の共通点は、アイデアに属するものであったり、ありふれた表現形式である」⁴としたり、「原告と被告の表示画面は、機能に伴う当然の構成か、同種のソフトウェアに見られるありふれた構成である」⁵とし、共通点の創作性を否定している。

更には、GUIのような機能的な画像デザインに関しては、著作権法上の創作性が認められる範囲が狭く、デッドコピーの場合にしか著作権の侵害に当たらないものとされている⁶。

（２）特許法による保護

画像デザインそのものを発明として捉えるのではなく、画像デザインの表示を構成要素とするコンピュータ・ソフトウェア関連発明として捉えることも考えられる。

コンピュータ・ソフトウェア関連発明の権利化により保護を図った場合は、画像デザインそのものが保護されるのではなく、当該コンピュータ・ソフトウェア関連発明としての技術的思想に関係する画像デザインが、婉曲的ではあるが結果として保護されることになる。

コンピュータ・ソフトウェア関連発明による保護は、特定の画像デザインに限ることなく、同様の技術的・機能的特長を含む多様な画像デザインを保護することができる可能性があるが、他方で画像デザインの美感に関しては直接保護できず、同様のデ

¹ 著作権法第1条

² 著作権法第2条第1項第1号

³ 作花文雄『著作権法』（ぎょうせい、2002）84 頁

⁴ 平成 10(ワ)第 13577 号 著作権侵害差止等請求事件

⁵ 平成 13 年(ワ)第 16440 号 著作権侵害差止等請求事件「原告ソフトの表示画面と被告ソフトの対応する表示画面との間で共通する点は、いずれもソフトウェアの機能に伴う当然の構成か、あるいは従前の掲示板、システム手帳等や同種のソフトウェアにおいて見られるありふれた構成であり、両者の間にはソフトウェアの機能ないし利用者による操作の便宜等の観点からの発想の共通性を認め得る点はあるにしても、そこに見られる共通点から表現上の創作的特徴が共通することを認めることはできない。」

⁶ 平成 13 年(ワ)第 16440 号 著作権侵害差止等請求事件「すなわち、仮に原告ソフトの表示画面を著作物と解することができるとしても、その複製ないし翻案として著作権侵害を認め得る他者の表示画面は、いわゆるデッドコピーないしそれに準ずるようなものに限られるというべきである。」

ザインを有する他者の画像デザインがあった場合でも、権利範囲には入らない可能性もある。

（３）商標法による保護

画像デザインは、指定商品又は指定役務との関係において、自他商品・役務識別機能等の要件を満たすことで商標登録を受けることが可能だと思われるが、他人が登録商標と同一又は類似する商標を使用した場合でも、自他商品等識別機能ないし出所表示機能を発揮する態様でない場合は商標権侵害を構成しないと解釈されている⁷点で注意を要する。

（４）不正競争防止法による保護

不正競争防止法第２条第１項第１号又は同条同項第２号の適用を受けるには、「商品等表示性」が必要となるが、「商品等表示」として出所表示機能、自他商品識別機能を有さない態様での使用は、「商品等表示」の使用に当たらないと判断されている事例⁸もある。よって、当該規定による画像デザインの保護を考える際には、出所表示機能、自他商品識別機能を有した態様になっているか否かについても検討する必要がある。

また、本規定では、保護期間も制限されておらず強い権利となるが、一種の永久権として特定の人に独占させる結果となるため、他の産業財産権と重畳して適用することを否定した裁判例も存在する⁹。

本規定では商品の「周知性」又は「著名性」が求められているため、本規定の適用により保護を受けることができる画像デザインは、ごく限られたものになるのではないかと考えられる。

なお、不正競争防止法第２条第１項第３号による保護の場合には、その機能がありふれた形態で表現されたアイコンやフレーム構成などは、「通常有する形態」として、保護を受けられない可能性がある。また、保護の範囲は同一性の範囲、いわゆるデッドコピーに限定されることとなる。

⁷平成 21 年(ワ)第 657 号 商標使用差止等請求事件

⁸平成 10 年(ワ)第 21507 号 損害賠償等請求事件

⁹昭和 40 年(ワ)第 10337 号 不正競争行為差止等請求訴訟事件